

公共事業労務費調査 (平成20年10月調査) の実施について

国土交通省総合政策局建設市場整備課

お ち ひでと
課長補佐 越智 英人



はじめに

公共工事の工事発注に際し必要となる予定価格については、予算決算及び会計令第80条第2項により次のように定められています。

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

公共事業労務費調査（以下「労務費調査」という）は、公共工事の工事費の積算に使用する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という）について、取引の実例価格等に基づいて設定するために行う調査です。昭和45年から毎年、農林水産省および国土交通省（以下「二省」という）が、都道府県や政令指定都市、関係団体などの協力を得て実施しています。

本稿では、平成21年度労務単価を設定するための平成20年10月調査について、前回との変更点などをご紹介します。



労務費調査と労務単価の概要

(1) 労務費調査の概要

労務費調査は、年度の当初から適用する労務単

価を決定するために、原則として前年の10月の賃金の支払い状況を調査しています。調査の流れは、図 1 のとおりです（件数は平成19年10月調査のもの）。

まず、二省の直轄事業、補助事業、都道府県や政令指定都市および二省が所管する団体等の事業から調査対象工事を選定します。対象となる工事は10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団とし、無作為に抽出しています。

調査対象となった工事では、調査月である10月に当該工事に従事したすべての建設労働者の賃金を51職種の調査対象職種の区分に基づいて調査します。なお、対象となる建設労働者については、下請の回数についての制限はなく、対象工事に従事したすべてを対象としています。

調査対象となった会社では、まず、労働基準法により調製が義務付けられている賃金台帳等から調査票に賃金などを転記していただきます。この調査票に記載された賃金の額や、実際の作業内容と51職種の定義が一致しているかどうかなどを会場審査において照合・確認します。

このほかにも、労務費調査では事前に対象工事の現場における労働者の数や職種を調べる現況調査や、健康保険や厚生年金保険の支払い状況による賃金の確認などによって、より正確に賃金の実態を把握するように努めています。

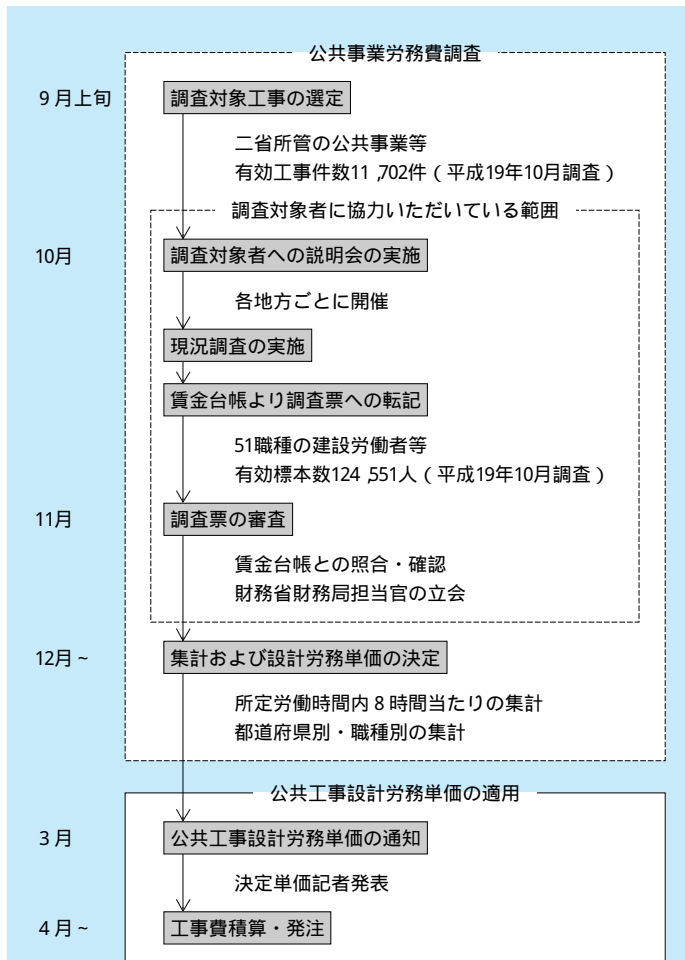


図 1 公共事業労務費調査の流れ

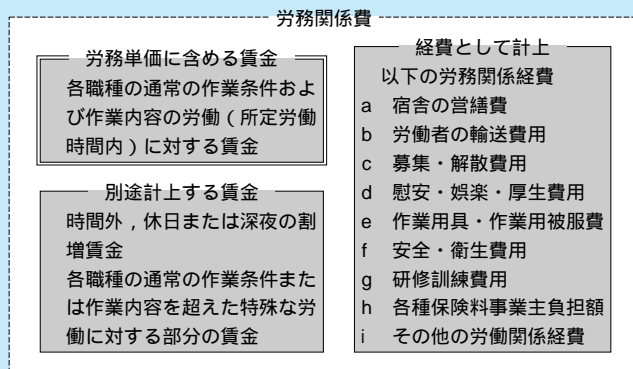


図 2 公共工事の積算における労務関係費

(2) 労務単価の概要

一般に労務関係費といわれる費用には、賃金のほかにさまざまな経費も含まれています(図 2)。

労務単価は、賃金の中でも基本給相当額や基準内手当、実物給与、臨時の給与に限られています(図 3)。時間外、休日および深夜の割増賃金や、特殊な作業条件下での手当等は、労務単価には含まず、別途計上する賃金として扱われています。

また、労務単価に含まれない労務関係費のうち、例えば労働者の募集、被服、研修・訓練などに要する費用や各種保険料の事業主負担額などは、別途経費(現場管理費など)で計上することになります。

(3) 労務単価の留意事項

労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるための単価であることから、次の点に十分に留意して下さい。

- ① 下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
- ② 本単価に含まれる賃金は図 3のとおりであり、時間外、休日および深夜の労働についての割増賃金や各職種の通常の作業条件を超えた労働に対する手当、現場管理費(例えば、法定福利費の事業主負担額など)および一般管理費(企業の運営費用)等の諸経費は含まれないこと。

留意事項については、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項につ

いて」(平成20年8月1日付け国総建整第75号)も参照して下さい。

$$\text{公共工事設計労務単価} = \frac{\text{①基本給相当額} + \text{②基準内手当}}{\text{所定労働時間内 8 時間当たり}} + \frac{\text{③臨時の給与} + \text{④実物給与}}{\text{所定労働日数 1 日当たり}}$$

図 3 労務単価の構成

労務費調査では、調査の精度や透明性を高めるために、毎年度、調査の改善を進めています。

(1) 変更点

今年度調査の主な変更点は、以下の四つです。

① 資格審査

現在の労務単価全51職種のうち、免許等の資格保有が義務づけられている職種は、電工、運転手(特殊)、運転手(一般)、潜水工、交通誘導員Aの5職種です。

これまでの潜水工、交通誘導員に加え、電工、運転手(特殊)、運転手(一般)についても、免許証等の写しの提示を受けることにします。

・職種と義務づけ資格

電工：第一種または第二種電気工事士、認定電気工事従事者、特種電気工事資格者

運転手(特殊)：大型特殊免許、労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の終了

運転手(一般)：大型運転免許、普通運転免許

② 請負契約による労働者(いわゆる一人親方)の方に関する説明追加

従前より、請負契約による労働者の方は、賃金と経費が分離できる場合に限り調査の対象としています。これら請負契約による労働者の方の賃金と経費の分離を確認するための資料等について、調査対象者の方にお配りする公共事業労務費調査の手引きに説明を追加します。

・経費と賃金の分離を確認するための資料(例)

所得税の確定申告書および添付資料

備え付け帳簿

作業日数、作業時間等が分かる資料 など

③ 書類等の不備状況の返却

労務費調査では、必要資料に不備や不足があった標本については無効標本として棄却していますが、棄却標本の改善に向け、自らが提出した標本の状況を知らせて欲しいとの要望が業界団体から寄せられたため、「審査に必要な資料の提示がない」

「就業規則等で法定労働時間の遵守状況が確認できない」などといった標本を提出した事業主に対し、当該資料の不備や不足の是正を促すため、調査票様式 1の切取り欄にいずれに該当するのかを示し、返却します。

④ 補足調査

平成20年度調査では、今後の労務費調査実施方法の改善に向けた基礎資料を収集するため、資格の取得状況、職種の兼務状況などの補足調査を実施します。

(2) その他実施する主な事項

労務費調査では、賃金台帳や就業規則等を調査票の記載事項の確認資料としているため、これらが整っていない場合は、無効標本として扱われます。無効標本が多くなると結果的に多くの方に調査を実施しなければ、必要な有効標本を確保できなくなることから、棄却率の改善に向けた取り組みは重要であるといえます。

厚生労働省および関係業界団体の協力を得ながら作成した、賃金台帳や就業規則等の整備が容易にできる資料集や調査の手引き、調査票のほか、手当ての逆引きなどが国土交通省のホームページからダウンロードできます。

労務費調査は、調査対象となった会社の皆様をはじめ、関係各位の多大なご協力により実施されているところであり、厚く御礼申し上げます。

これからも、調査の精度や透明性、あわせて調査対象となられる方々の利便性の向上のために必要な改善を進めるとともに、「個人情報保護法」などに鑑み、個人情報の取り扱いには今まで以上に十分配慮してまいりたいと考えております。

今後とも、公共事業労務費調査に対するご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
参考HP(公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について：URLは38ページ参照)